

京都市指定給水装置工事事業者リスト（上京区）

※50音順

※電話番号・FAX番号・営業日等・業務内容について、掲載を希望しない事業者及び情報提供のない事業者についてはNとしています。

※リストの下に記載の注意点をご覧ください。

令和7年12月28日現在

指定番号	指定工事事業者名	所 在 地	電話番号	FAX番号	営業日（上段） 営業時間（下段）	休業日	業務内容							※1
							新設・改造工事		修繕					
配水管～ 水道メーター～	水道メーター～ 宅内給水装置	蛇口 (混合栓柱等)	トイレ	屋内配管	給水管 (埋設部)	受水槽	ポンプ							
910	アーネストワークス株式会社	上京区下長者町通六軒町西入利生町288-1	075-468-3889	075-468-3258	月～金 午前9時～午後5時	土日、祝日、年末年始、盆休み	×	○	○	○	○	○	○	○
197	株式会社えびす建設	上京区室町通武者小路下る福長町520番地	075-451-3986	075-431-3660	月～土 午前8時～午後5時	盆休み（8月10日～17日）、第二土曜、日、祝日、年末年始（12月28日～1月5日）	○	○	○	○	○	○	○	○
22	大西工業株式会社	上京区中長者町通新町西入仲之町284番地1	075-451-3123	075-432-2874	月～土 午前8時～午後5時	日、祝日	×	○	○	○	○	○	○	○
272	株式会社かつらぎ	上京区下立壳通千本東入田中町468	N	N	N N	N	N	N	N	N	N	N	N	N
1168	カワサキ浴槽	上京区下立壳通日暮東入浮田町601	075-821-1441	075-841-1747	月～土 午前9時～午後6時	日、祝日、年末年始	×	○	○	○	○	○	○	×
938	株式会社玄琢磨田設備	上京区黒門通中立壳下る櫻町392-5	075-205-2496	075-205-2496	月～土 午前9時～午後5時30分	日、祝日	○	○	○	○	○	○	×	○
78	株式会社鈴木工業所	上京区小川通一条上る革堂町586番地	075-432-0166	075-432-0169	月～金 午前8時～午後5時	土日、祝日	○	○	○	○	○	○	○	○
508	株式会社セラ中央	上京区猪熊通丸太町上る木屋之町493-3	075-801-4141	075-821-4107	月～土 午前8時30分～午後5時30分	第3土、日、祝日、年末年始、盆休	×	○	○	○	○	○	○	○
1075	株式会社東海工業所	上京区鳥丸通鞍馬口下る東入上御盡中町452番地3	075-441-1458	075-415-1213	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日、年末年始	N	N	N	N	N	N	N	N
258	有限会社トラスト	上京区西洞院通丸太町上ル夷川町384番地2	075-256-8655	075-256-8656	月～土 午前8時～午後5時	日、祝日、年末年始（12月29日～1月4日）	×	○	○	○	○	○	○	○
1111	トータルサポート	上京区今出川通大宮東入元伊佐町285-203	090-8051-3288	N	年中無休 24時間	なし	○	○	○	○	○	○	○	○
113	株式会社中川工業所	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町121番地3	075-461-2305	075-464-1305	月～金 午前8時30分～午後5時	土日、祝日、年末年始	○	○	○	○	○	○	○	○
1177	ほくさん京都サービスセンター 今出川店	上京区今出川通寺町西入る大原口町209-1	075-231-8653	075-231-8657	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日	×	○	○	○	○	○	○	×
1103	雅設備	上京区大宮通寺之内1丁下る西入伊佐町192番地5	075-441-0631	075-441-0631	月～土 午前9時～午後5時	日祝日、年末年始	×	○	○	○	○	○	×	×
982	室田設備	上京区下立壳通御前通西入突抜町430-22	075-406-5414	075-468-4177	月～金 午前8時～午後5時	土日、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）、盆休み（8月13日～16日）	○	○	○	○	○	○	○	○

○「京都市指定給水装置工事事業者」とは、京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事事業者です。

※指定要件は全国一律に定められています。**京都市上下水道局が特定の事業者を推奨するものではありません。**

このリストは事業者へのアンケートに基づき作成しています。

営業日等や業務内容は最新の情報ではありませんので、詳細は各事業者にご確認ください。

※1

この列に○印のある業者は、「漏水修繕事業者」として当局に登録し、局が水道メータ下流側の**緊急の漏水修繕**に関して問い合わせを受けた際に、紹介を希望する指定工事事業者です。

この業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。

なお、この欄に○印が無い業者でも、業務内容の箇所に○印がある項目については、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。

この業者との契約についても、**お客さまと指定工事事業者との契約になります**。上下水道局が関与するものではありません。

緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次のことご留意ください。

- ・工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- ・工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- ・追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- ・請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。

工事はお客さまと指定工事事業者との契約になります。

トラブルを防ぐため、次のことご留意ください。

・事業者ごとに出来る工事と出来ない工事があります

・上水と下水では指定制度が異なるので

指定給水装置工事事業者であっても
指定下水道工事事業者とは限りません

※上水の指定だけでは

水洗化工事やトイレの詰まりの修繕はできません

・**必ず複数の指定工事事業者から見積書を取って**
内容について十分な説明を受けて検討してください

※見積りが有料となる場合もあります

※出張料や作業実費が別途必要な場合があります

